

住宅の耐震対策をご案内します！

旧耐震基準(昭和56年5月31日以前の基準)で建築された木造住宅は、耐震性が不足している可能性があります。次の耐震対策をご案内していますので、詳しくはふるさと定住課にお問い合わせください。

■耐震相談会

- ・日 時 8月21日(金)午前10時～正午
- ・場 所 ワークベース那須 ※事前に申込をお願いします。

■耐震診断

旧耐震基準の木造住宅を対象とした無料耐震診断

■耐震改修・建替補助

耐震性が不足していると診断された木造住宅の改修・建替費用補助
※上限は改修115万円、建替100万円(補助率4/5)

■危険ブロック塀等除却

危険ブロック塀の除却に要する費用の補助
※上限は10万円(補助率1/2)

■問合せ ふるさと定住課住宅政策係 ☎72-6955 ✉teijyu@town.nasu.lg.jp



「はかり」の定期検査を実施します

令和8年度は「はかり」の定期検査の年です。商店での取引や薬剤の調合のはかり、病院・学校などで証明に使用している体重計などは、2年に一度の検査が必要です。

※令和6年度以降、新規に開業した場合などはご連絡ください。

■日 時 9月2日(水)・3日(木)

午前10時～正午・午後1時～3時

■場 所 文化センター

■問合せ 観光商工課商工係 ☎72-6918



ホームページ

生活道路における自動車の法定速度が引き下げられます

9月から生活道路(中央線や中央分離帯がない比較的狭い道路)の自動車法定速度が、時速30kmに引き下げられます。

決められた速度の範囲内でも、道路状況や天候等に応じて、安全な速度で運転するよう心掛けましょう。

※道路標識または道路標示で最高速度が指定されている場合は、その速度に従ってください。

■問合せ 総務課危機管理係 ☎72-6901



安全な道路のためにご協力ください！

道路や歩道に樹木などがはみ出していると通行に支障が出て危険です。土地の所有者には管理義務があり、放置した樹木が原因で事故が発生した場合、所有者の管理責任が問われることがあります。

次のような状況が見られる土地の所有者の方は、剪定、伐採をお願いします。

- ・道路上空へ枝が生い茂り通行に支障のある高さになっている
- ・枯れ木の道路への倒木
- ・折れ枝、枯れ枝の道路への落下
- ・竹木が生い茂ることによる道路へのはみ出し

■問合せ 建設課維持管理係(町道等) ☎72-6914

大田原土木事務所保全第一課(一般国道・県道等) ☎0287-23-6543

